

第4補給処公示第45号
令和7年3月3日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
畑中 誠

入札及び契約心得(平成20年5月29日第4補給処公示第45号)の一部改正について

入札及び契約心得を別表のとおり改正しましたのでお知らせします。

本改正は令和7年4月1日から施行します。

別表

改正前	改正後
1.3 資料の提出・提示 相手方は、4 補に資料を提出又は提示する場合には、<u>虚偽</u>の資料を提出又は提示してはならない。 2.3.1 (2) 納税証明書 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は納税証明書（その3の2）若しくは納税証明書（その3の3）をいう。 なお、適格組合にあつては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る納税証明書を添付する。 4.2.1 (2) 契約条項 ウ 特殊条項等 <u>基本契約条項</u>又は特約条項と異なる定めをする必要がある場合に適用されるものである。 9.5.3 相手方は、契約条項の定める契約不適合担保請求期間において納入した契約物品について、分支担当から<u>異状通知（契約不適合修補等請求）書</u>（別紙様式第9－6号）の送付を受けた場合は、補修等の条件に従い、速やかに修補等を行わなければならない。この場合において、異議がないときは、速やかに契約不適合修補等承諾書（別紙様式第9－7号）6部を契約課等に提出しなければならない。 9.5.8 相手方は、異議申立に基づく協議の結果、「契約不適合該当」の合意に達したときは、分支担当と<u>合意書</u>（別紙様式第9－10号）を取り交わすものとする。 なお、「非契約不適合」となった場合は、非契約不適合とする通知書（契約不適合判定通知書、別紙様式第9－11号）が交付される。 10.5.2 相手方は、前払金に関する特約条項が付されている契約を締結した場合は、<u>10.4.4</u>に定めるところにより担保提供の手続（免除された場合を除く。）をとった上、次に掲げる書類を契約課等に提出するものとする。 別紙様式目次 別紙様式第9-6号 <u>異状通知（契約不適合修補等請求）書</u> 別紙様式第9-10号 <u>契約不適合修補等合</u>	1.3 資料の提出・提示 相手方は、4 補に資料を提出又は提示する場合には、<u>不真正な</u>資料を提出又は提示してはならない。 2.3.1 (2) 納税証明書 <u>法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）に係る納税証明書（その2）</u>及び法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は納税証明書（その3の2）若しくは納税証明書（その3の3）をいう。 なお、適格組合にあつては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る納税証明書を添付する。 4.2.1 (2) 契約条項 ウ 特殊条項等 <u>一般契約条項</u>又は特約条項と異なる定めをする必要がある場合に適用されるものである。 9.5.3 相手方は、契約条項の定める契約不適合担保請求期間において納入した契約物品について、分支担当から<u>異状通知書</u>（別紙様式第9－6号）の送付を受けた場合は、補修等の条件に従い、速やかに修補等を行わなければならない。この場合において、異議がないときは、速やかに契約不適合修補等承諾書（別紙様式第9－7号）6部を契約課等に提出しなければならない。 9.5.8 相手方は、異議申立に基づく協議の結果、「契約不適合該当」の合意に達したときは、分支担当と<u>契約不適合に関する合意書</u>（別紙様式第9－10号）を取り交わすものとする。 なお、「非契約不適合」となった場合は、非契約不適合とする通知書（契約不適合判定通知書、別紙様式第9－11号）が交付される。 10.5.2 相手方は、前払金に関する特約条項が付されている契約を締結した場合は、<u>10.5.4</u>に定めるところにより担保提供の手続（免除された場合を除く。）をとった上、次に掲げる書類を契約課等に提出するものとする。 別紙様式目次 別紙様式第9-6号 <u>異状通知書</u> 別紙様式第9-10号 <u>契約不適合に関する合意書</u>